

茨城県立さしま少年自然の家 業務仕様書

1 はじめに

本書は、指定管理者が茨城県立さしま少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の管理業務を行うのに際し、教育委員会が指定管理者に求める管理運営業務の内容、範囲及び基準を示すものである。

なお、指定管理者は、本書に定めない事項であっても業務遂行上必要と認められるものについては実施することとする。

2 施設の利用に関する業務

(1) 利用申請の受付、承認業務

- ① 施設及び設備の使用申請の承認等を行うこと。
 - ・利用できる者は、研修目的が明確なグループであって、日帰りについては終日程度、宿泊する場合は両日に渡って滞在し研修しようとする学校、社会教育関係団体、その他の団体であること。
 - ・入所・退所時間は、原則として午前9時から午後4時までとするが、必要に応じて弾力的に対応することとする。
- ② 学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例（昭和 36 年茨城県条例第 9 号）（以下「条例」という。）第 7 条各号のいずれかに該当するときは、利用者の利用を制限し、若しくは禁止し、又は少年自然の家からの退去を命ずることができる。
- ③ 条例 8 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。
- ④ 条例第 9 条各号のいずれかに該当する行為を行った場合、又は行うおそれがあると認められる場合、使用の承認の取消し又は承認の内容若しくは条件を変更することができる。

(2) 利用に当たっての説明・案内

施設利用者が円滑な活動ができるよう、各種プログラムの提供、適切かつ必要な指導・助言・支援等を行うこと。

- ・事前にプログラム等の打合せを行うこと。
- ・少年自然の家での活動・生活、緊急時の避難の方法、事故発生時の対処法等について、入所時にオリエンテーションを行い、引率者等に周知を図ること。

(3) 利用料金の徴収

① 徴収に係る業務

条例の定める額の範囲内で教育委員会の承認を得た額を利用料金として定め、各種の広報媒体に明確に表示し、利用者に周知するとともに、利用に応じて利用者から利用料金を徴収すること。材料等については、実費相当額を受益者負担として、利用者から徴収することができるものとする。

また、利用料金等の徴収に当たり、キャッシュレス（クレジットカード、電子マネー、QRコード等）決済を導入すること。

なお、条例の定める利用料金の上限額は、条例別表第 4 を参照すること。

② 利用料金の減免

茨城県立少年自然の家管理規則（昭和 53 年教育委員会規則第 16 号）（以下「規則」という。）第 8 条及び募集要項第 4（3）に基づいて行うこと。

- ③ 利用料金の返還
規則第9条の規定に基づいて行うこと。

(4) 食事提供業務

宿泊利用者への食事（朝・昼・夕食）の提供を行うものとする。

- ① 食堂業務を行うに当たっては、良質かつ低廉な食事を提供するものとし、少年自然の家が教育機関であることを認識し、その品位及び秩序の保持に努めること。
- ② 食事料金は、あらかじめ県教育委員会へ届け出て承認を受けること。
なお、食事料金の額を変更しようとするときは、額を変更しようとする日の30日前までに、変更後の食事料金の額、変更すべき理由等、教育委員会の指定する事項を記載した書面により申し出て、承認を受けること。
- ③ 調理業務を行うに当たっては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法令を遵守すること。
- ④ 配膳は、原則として利用者が行うこととする。指定管理者は、適切にこれを指導又は補助すること。
- ⑤ 団体等（年齢層）に応じた食事献立の創意工夫を図るとともに、新たなメニューの開発に努めること。
- ⑥ 野外炊事活動用の食材調達及び提供を行うこと。

(5) 客室等整理整頓・衛生管理業務

- ① シーツ、枕カバー等を提供すること。原則として、利用者自らが取り替えることとする。
- ② 利用者に提供する寝具等を清潔に保つよう努めること。
- ③ 客室の備品等の整理整頓、洗浄、消耗品類の補充を行うこと。

(6) 物販事業

指定管理者は、教育委員会による目的外使用許可を得て、関連用品、食材等を販売する売店などの物販事業を行うことができる。

3 施設設備の維持管理に関する業務

指定管理者は、施設の設定の機能を維持するとともに、施設利用者が快適に施設を利用できる良質な環境を提供するために、次の業務を行うこと。

なお、詳細は、別紙1によるものとする。

(1) 建築物保守管理業務

- ① 修繕・改築等の実施及び経費負担については、1件当たり見積額100万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）未満の小規模な修繕・改築等を指定管理者が行うものとし、原則として年間施設整備費の額の範囲内で負担するものとする。また、100万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以上の大規模な修繕・改築等については、教育委員会と協議の上、決定するものとする。
- ② 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第2項及び第4項に規定する点検を適切な時期に実施し、当該点検の結果を教育委員会に報告するものとする。その際の点検項目については、別表のとおりとする。

(2) 設備機器管理業務

- ① 各設備に対して法定点検及び初期性能・機能維持のため、外観点検、機能点検、整備業務

を行うこと。

その際に、必要な設備の修繕等の実施及び経費負担については、1件当たり見積額100万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）未満の修繕等を指定管理者が行うものとし、原則として年間施設整備費の額の範囲内で負担するものとする。また、100万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以上の修繕等については、教育委員会と協議の上決定するものとする。

- ② 教育委員会は、少年自然の家について、指定管理者を「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」によるみなし設置者として指定するものとし、指定管理者は、みなし設置者として少年自然の家の自家用電気工作物の維持・管理の主体となり、自家用電気工作物に関する工事、維持及び運用に関する業務を行うほか、電気事業法（昭和39年法律第170号）第39条第1項の義務を果たすこと及び次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項を履行するものとする。
- (ア) 指定管理者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。
- (イ) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。
- (ウ) 主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うこと。

(3) 清掃業務

本施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常及び定期的な清掃を実施すること。

① 日常清掃

施設内について原則として毎日清掃を行い、施設、備品、器具等が常に清潔な状態に保たれるようにすること。

特に、浴室、トイレ等の水回りについては衛生に留意し、消耗品は常に補充された状態にすること。

② 定期清掃

日常清掃では実施しにくい箇所の清掃等を確実にを行うため、必要に応じて定期清掃を実施すること。

(4) 備品管理業務

- ① 備品の修繕等の実施及び経費負担については、1件当たり見積額50万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）未満の修繕等を指定管理者が行うものとし、原則として年間施設整備費の額の範囲内で負担するものとする。また、50万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以上の修繕等については、教育委員会と協議の上決定するものとする。
- ② 備品の購入については、教育委員会と協議の上、教育委員会が購入するものとし、その備品は教育委員会の所有に属するものとする。
- ③ 茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）その他の規程に基づいて管理すること。
- ④ 備品の処分については、教育委員会の承認を得ること。
- ⑤ 貸与する車両に係る自動車保険については、対人・対物・搭乗者を対象として加入すること。

(5) 保安警備業務

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の

確保を行うこと。

なお、宿直時には、最低1名の職員を配置し、宿直者が敷地内及び建物内の見回りを適切な回数実施すること。

(6) 廃棄物処理業務

定められた廃棄物の処理方法により、適正に処理を行うこと。

(7) 外構・植栽管理業務

施設の外構及び地面、施設附属物の維持管理を行うとともに、敷地内の植栽の管理を行うこと。その際には、散水、施肥、害虫駆除、剪定、除草等を計画的に行い、良好な緑樹の状態を維持すること。

4 施設利用の促進と青少年教育・研修事業

指定期間における事業展開の方針及び取り組むべき事項については、「(1) 事業の方針」、「(2) 指定管理期間に取り組むべき事項」のとおりであるので、「(3) 具体的事業の実現」に規定する「①指定事業」を実施すること。

なお、少年自然の家の設置目的に沿って、より県民のニーズに応えられるよう、指定管理者の独自財源により「②自主事業」を実施することができるものとする。

(1) 事業の方針

施設の機能や特色を生かした宿泊体験活動を積極的に推進し、共同生活訓練及び今日的課題に対応した各種の研修等を行うことにより、青少年の健全育成及び成人教育に関わる事業を行うこと。

① 学校等との連携による宿泊学習等の積極的受入

青少年が自然の中で集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについて、主体的に望ましい体験を積むことができる活動の機会と場を提供する。

② 保護者や青少年育成団体等との連携及び支援

保護者や地域の青少年育成団体等に青少年が体験活動を行うことの重要性を積極的に広報・啓発・周知するとともに、活動を支援するための適切な機会と場を提供する。

③ 質の高い体験活動等のプログラムの開発・提供

地域や青少年の実態及び今日的教育課題等をとらえた課題解決型の体験活動や研修会等のプログラムを開発し、提供する。

※青少年育成団体：PTA、子ども会育成会、ボーイスカウト、ガールスカウト、青少年健全育成関係NPO法人等

(2) 指定管理期間に取り組むべき事項

① プログラムの開発

- ・利用者の主体性を尊重しつつ、多様なニーズに応えられる受け入れ体制を整備
- ・施設の特徴を生かしたプログラムの作成（冬季利用促進）
- ・事業内容に即した、講師の選定

② 学校や市町村等との連携

- ・開発した体験活動プログラムの学校・市町村・子ども会育成会等への情報発信及び公開による連携事業の実施

④ 地域教育力の向上

- ・ P T A 研修会、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）研修会、子ども会育成指導者研修会等の活動支援
- ・ 子ども会育成会等の指導者の育成及び施設連携によるスキルアップ研修等の実施

⑤ ボランティアの育成

- ・ ボランティアの育成・活用による施設利用者へのサービスの向上及びボランティアの生きがいづくり
- ・ ボランティアによる事業の企画・運営への支援

(3) 具体的事業の実現

① 指定事業

- ・ 未来を担う青少年育成（アクティブ・チャレンジ）事業
詳細は「未来を担う青少年育成（アクティブ・チャレンジ）事業実施要項」（別紙２）による。
- ・ 地域と施設をつなぐプラットフォーム構築事業
詳細は「地域と施設をつなぐプラットフォーム構築事業実施要項」（別紙３）による。

② 自主事業

少年自然の家の設置目的に沿って、より県民のニーズに応えられるよう、指定管理者の独自財源により自主事業を実施することができるものとする。

5 その他施設の管理に必要と認められる業務

(1) 施設事業に係る広報

指定管理者は、施設事業の広報や情報提供のために、必要な媒体の作成、配布等を行うこと。また、各種情報の収集や提供を教育委員会と連携して実施すること。

- ① ホームページやツイッターなど、SNSを活用した情報発信を積極的に行い、県のホームページとの連携を図りながら募集等を行うこと。
- ② 施設案内パンフレットの作成、配布を行うこと。
- ③ 必要に応じて、情報紙等各事業のチラシ等の作成、配布を行うこと。
- ④ 事業報告書又は事業概要等、少年自然の家の業務等を紹介する資料の作成、配布を行うこと。

(2) 利用統計の作成

施設利用者等の集計・分析を行い、教育委員会に報告し、業務改善に反映させること。

(3) 利用者アンケートの実施

利用者及び事業参加者へのアンケート調査を実施し、その結果及び業務改善への反映状況について県教育委員会に報告すること。

(4) 指定管理者名の表示

指定管理者が管理運営している教育委員会の施設である旨を明確にするため、指定管理者名を施設内に表示し、または案内パンフレット等に明記するなど、利用者に分かりやすい形で周知すること。

(5) 職員研修

利用者の多くが児童、生徒であるという施設の特徴を踏まえ、これらを適切に指導し、効果的な活動が行えるよう職員の資質向上を常に心がけ、定期的に職員研修を実施すること。

(6) 関係機関との連絡調整業務

指定管理者は、教育委員会が出席を要請した会議等には、必ず出席すること。

また、地域や関係機関等との会合にも出席し、関係機関等と密接に連携を図ること。

なお、教育委員会が主催する主な会議は、以下を予定している。

- ・茨城県生涯学習関連施設担当者等連絡会
- ・茨城県生涯学習・社会教育研究協議会 等

(7) 県及び関係機関への協力

指定管理者は、教育委員会及び関係機関が実施する事業に積極的に協力すること。

(8) 業務全般を遂行する上での心構え

利用者等の応接・案内、障害者や高齢者等の補助及び案内など、利用者本位のサービス提供に配慮して業務に当たること。

(9) 災害復旧などに必要な措置への協力

震災等による被災からの復旧やその他の事由により県が必要に応じて講じる措置について、その円滑な実施に協力すること。

なお、当該措置に伴い、事業計画等（指定管理料の額を含む。）の修正を要する場合は、協議の上、変更できるものとする。

施設設備の維持管理に関する業務

業務	項目	業務内容 仕様・条件等	備考
建築物管理業務	建築物管理	建築基準法第12条第2項に基づく法定点検(1回/3年)	
設備維持管理	日常運転 (ボイラー設備運転業務)	休業日を除く毎日	暖房ボイラー2台、給湯ボイラー2台 空調機4基、燃料貯蔵タンク2基 浴槽6ヶ所
	自家用電気工作物点検	月次点検及び年次点検	
	消防設備点検	外観・機能点検1回/年以上 総合点検1回/年以上	屋外消火栓設備、誘導等・非常放送設備、自動火災報知器、防排煙設備、非常電源等
	浄化槽点検 (汚水処理施設維持管理業務)	定期点検4回/月以上 通常水質検査4回/月以上 精密水質検査4回/年以上 汚泥引抜4回/年以上	
	(浄化槽法定点検)	法定定期点検1回/年	300～500人槽
	防火設備点検	法定点検1回/年	
	防火対象物点検	法定点検1回/年	
	ポンプ設備保守点検	定期点検1回/年	暖房用タンク1基、給湯用タンク2基
	ビル管理技術者選任	定期点検6回/年	空調設備状況、給水設備状況、排水設備状況、清掃状況、ごみ処理状況、衛生害虫状況
	空調機器保守管理	パッケージ4回/年以上 エアハンドリング4回/年以上 加湿器2回/年以上 給排風機4回/年以上 自動制御盤2回/年以上 冷房機器2回/年以上	
	害虫駆除	定期点検1回/月以上	本館、生活棟、屋外倉庫
	空気環境測定業務	測定業務6回/年以上	ABC棟食堂、2階宿泊室 管理棟ホール、屋外
	プラネタリウム機器保守点検業務	保守点検2回/年以上	本館・補助投影機、制御部 音響システム、ビデオ映像システム
	ボイラー缶体清掃	定期点検1回/年以上	暖房ボイラー2台、給湯ボイラー2台
	ボイラー性能検査	定期点検1回/年以上	暖房ボイラー1台、給湯ボイラー2台
	枯れ木伐採	伐採1回/年以上	
	天体望遠鏡保守点検	定期点検1回/年以上	15cm 屈折望遠鏡1基
	ピアノ調律	調律1回/年以上	たて型ピアノ

業務	項目	業務内容 仕様・条件等	備考
清掃業務	日常清掃	清掃範囲:管理等、生活棟 屋外便所 休業日(不定期)を除く毎日 作業日不定期なもの リネン室等1回/2日以上 保健室等1回/週以上	
	定期清掃	清掃範囲:管理等、生活棟 工作館 床ワックス塗布6回/年以上 ガラス清掃2回/年以上	
	貯 水 槽 清 掃	1回/年以上	37.5m ³ 1基(受水槽) 8.0m ³ 1基(高架水槽)
	一般廃棄物処分	1回/月以上	
	人 工 池 清 掃	1回/年以上	深さ0.8m、直径20m
	枯 れ 枝 伐 採 清 掃	5回/年以上	
	野 外 炊 飯 場 か ま ど 清 掃	4月～8月・10月～11月 3回/週以上 9月・12月～3月 1回/週以上	屋根月炊飯場32、 野外炊飯場48
警備業務	機械・巡回警備	機械警備	
		巡回警備	毎夜間内外1回巡回

未来を担う青少年育成（アクティブ・チャレンジ）事業実施要項

1 趣旨

施設が持つ特性及び地域の教育資源（地理的、人的）を活かしながら、子どもたちに対して課題解決型の体験活動を提供し、予測困難な時代においても、課題を自ら発見し、問いを立て、解決へ向けて協働できる「人財」の育成に努める。

2 事業内容

事業については、それぞれの施設の持つ特性を生かすとともに、地域の学習資源（地理的、人的）を生かしながら、子どもたちに対して新しい発想の体験活動や自身の課題や夢に向かって挑戦できる主体的な体験活動を提供する。

また、子どもたちに「生きる力」を身に付けさせ、茨城の未来を担う「人財」育成に努めるとともに、青少年の健全育成にかかわる独創的・創造的で教育的価値を伴う事業を展開すること。その際、SDGsやESDの考え方を取入れ、特色のあるプログラムを開発するよう努めるものとする。併せて、親子のふれあう機会も提供すること。

(1) 対象

児童・生徒及び保護者

※学校外での各種体験活動の機会を提供するため、対象は小学生以上とする。

(2) 活動内容及び実施回数

○長期課題解決型体験活動・・・1泊2日を3回以上 ・実施回数1回（児童・生徒のみ）

○短期課題解決型体験活動・・・日帰り、1泊2日等 ・実施回数7回以上

活動内容	主な内容	備 考
①自然体験活動	動植物観察、ハイキング、星座観察、作物収穫体験等	
②宿泊体験活動	テント泊、キャンプ等	
③スポーツ体験活動	ウォークラリー、サイクリング、スポーツ教室等	
④外国語体験活動	英会話、異文化交流、プレゼンテーション等	
⑤キャリア教育体験活動	職場体験、アントレプレナーシップ教育、社会人講話等	
⑥防災教育体験活動	避難所体験、非常食体験、レジリエンス等	
⑦地域社会体験活動	地域の産業、町おこし	

※各県立青少年教育施設は①～⑦の活動内容から5つ以上実施。

1つの事業に対して複数の活動内容を組み合わせても良い。

親子で参加できる事業は2つまで。

(3) 実施上の注意

課題解決型の体験活動は、専門的な知識を有する講師を招く等の手立てを講じるとともに、子どもたちが主体的に活動し、自ら課題を解決する場面を設けること。その際、ICT等の情報機器を有効に活用し、事業に取り入れることを推奨する。また、事前の实地踏査、人的配置等、安全面に十分留意すること。特に食品や調理等を伴う場合には、食材の衛生管理等について、特段の配慮を行い、事故等を未然に防止する対策を講じて実施すること。

また、参加者の個人情報の扱いには十分に注意すること。

(4) 実施主体

各県立青少年教育施設

※原則として、受託した施設での実施とするが、必要に応じて施設外も可能とする。

(5) 実施方法

- ① 事業の企画・運営にあたっては、国、県、市町村、NPO団体、青少年育成団体及びボランティア等と連携・協働して実施することが望ましい。
- ② 事業の実施については、上記(2)の活動内容を複合的に実施することも可能とする。ただし、施設で実施する「自主事業」と併せての実施はできない。
- ③ 活動内容については、施設で設定したテーマのもと、子どもたちが自ら課題を設定し、その解決に向けて行動できる課題解決型の活動を実施する。(テーマ例：キャリア、地域魅力発見など)
- ④ 公益性の観点から、広く県域全体から参加できるように募集方法・実施場所を工夫する。
- ⑤ 参加対象、参加人数については、参加者の安全確保と効果的な事業を運営・実施するため、適切な対象と人数とする。
- ⑥ 事業実施及び広報等において、事業名を正しく表記し、広報を行うこと。

※正式な事業名を表記する場合には、実施主体の名称も併せて表記することもできることとする。

3 事業計画、実績報告等のとりまとめ

- (1) 各指定管理者は、年度当初に年間事業計画一覧（別紙1）を、四半期毎に実績報告書（別紙2）をとりまとめ、県生涯学習課へ提出する。

※第1、2、3四半期については翌月の10日までに、第4四半期については最後の事業が終了後10日以内に実績一覧を提出する。

- (2) 参加者へのアンケート調査を事業ごとに実施し、集計・分析を行う。また、四半期毎に、事業参加者アンケート結果（別紙2）を県生涯学習課に提出する。その際、次の項目について必須項目とし、その他の項目については、事業者の裁量とする。

① 事業参加の満足度

- ・「とても有益であった」「有益であった」「あまり有益ではなかった」「有益ではなかった」の4段階評価

② 次回の事業に対する参加・期待度

- ・「是非参加したい」「参加したい」「あまり参加したくない」「もう参加したくない」の4段階評価

※アンケート必須項目の①については、アンケート集計人数と「とても有益であった」「有益であった」と回答した者の人数を記載し、そのパーセンテージを記載すること。

※アンケート必須項目の②については、アンケート集計人数と「是非参加したい」「参加したい」と回答した者の人数を記載し、そのパーセンテージを記載すること。

地域と施設をつなぐプラットフォーム構築事業実施要項

1 趣旨

施設が持つ地理的・人的資源を活用しながら、性別、年齢、障害の有無などに関わらず、多様な人々を対象とした体験活動を提供し、誰もがつながりを持って、活躍できる誰一人取り残さない社会の実現を目指す。

2 事業内容

事業の実施については、それぞれの施設が持つ地理的・人的資源を最大限に活用し、施設と地域とをつなぎ、地域で中核となる体験施設としての役割を担い、地域課題にも積極的に取り組む事業を展開する。

また、対象者を広く設けることにより、幅広い年齢層のニーズに応えられる体験施設とし、より地域のニーズに対応できる体験活動の機会を提供する。

(1) 対象

県内に居住する乳幼児から成人・高齢者

(2) 実施回数

・日帰り、1泊2日等 5回／年

(3) 活動内容

- ①乳幼児との親子体験活動
- ②高齢者や障害者対象の体験活動
- ③児童養護施設や市町村の教育支援センター(適応指導教室)との連携した体験活動
- ④外部団体と連携した先進的な体験活動(行政や民間企業等との連携)

※上記活動内容を年間ですべて実施すること。

※5回のうち1回は出前の体験活動を実施すること。

(4) 実施上の注意

体験活動を実施する際には、当該施設職員だけでなく、専門的な知識を有する講師を招く等の手立てを講じるとともに、事前の準備、人的配置、安全面等に十分留意すること。食品や調理等を伴う場合には、食材の衛生管理等について、特段の配慮を行い、事故等を未然に防止する対策を講じて実施すること。

また、参加者の個人情報の扱いには十分に注意すること。

(5) 実施主体

県立青少年教育施設(中央青年の家・さしま少年自然の家)

※原則として、受託した施設での実施とするが、出前事業など必要に応じて施設外も可能とする。

(6) 実施方法

- ① 事業の企画・運営にあたっては、積極的に、国、県、市町村、NPO団体、青少年育成団体及び企業等と連携・協働して実施することが望ましい。
- ② 事業の実施については、上記(3)の活動内容を複合的に実施することも可能とする。ただし、施設で実施する「自主事業」と併せての事業の実施はできない。
- ③ 活動内容については、各種体験活動を幅広く提供し、特定の活動内容に偏らないように留意する。
- ④ 公益性の観点から、県域全体から参加できるように募集方法・実施場所を工夫する。

- ⑤ 参加対象、参加人数については、参加者の安全確保と効果的な事業を運営・実施するため、適切な対象と人数とする。
- ⑥ 事業実施及び広報等において、事業名を正しく表記し、広報を行うこと。

3 事業計画、実績報告等のとりまとめ

- (1) 各指定管理者は、年度当初に年間事業計画一覧（別紙1）を、四半期毎に実績報告書（別紙2）をとりまとめ、県生涯学習課へ提出する。

※第1、2、3四半期については翌月の10日までに、第4四半期については最後の事業が終了後10日以内に実績一覧を提出する。

- (2) 参加者へのアンケート調査を事業ごとに実施し、集計・分析を行う。また、四半期毎に、事業参加者アンケート結果（別紙2）を県生涯学習課に提出する。その際、次の項目について必須項目とし、その他の項目については、事業者の裁量とする。

- ① 事業参加の満足度

- ・「とても有益であった」「有益であった」「あまり有益ではなかった」「有益ではなかった」の4段階評価

- ② 次回の事業に対する参加・期待度

- ・「是非参加したい」「参加したい」「あまり参加したくない」「もう参加したくない」の4段階評価

※アンケート必須項目の①については、アンケート集計人数と「とても有益であった」「有益であった」と回答した者の人数を記載し、そのパーセンテージを記載すること。

※アンケート必須項目の②については、アンケート集計人数と「是非参加したい」「参加したい」と回答した者の人数を記載し、そのパーセンテージを記載すること。

定期調査報告書
(第一面)

年 月 日

報告者氏名			
調査者氏名			
【1. 所有者】			
【イ. 氏名のフリガナ】			
【ロ. 氏名】			
【ハ. 郵便番号】			
【ニ. 住所】			
【ホ. 電話番号】			
【2. 管理者】			
【イ. 氏名のフリガナ】			
【ロ. 氏名】			
【ハ. 郵便番号】			
【ニ. 住所】			
【ホ. 電話番号】			
【3. 調査者】			
(代表となる調査者)			
【イ. 資格】	() 建築士	() 登録第	号
	特定建築物調査員	第	号
【ロ. 氏名のフリガナ】			
【ハ. 氏名】			
【ニ. 勤務先】	() 建築士事務所	() 知事登録第	号
【ホ. 郵便番号】			
【ヘ. 所在地】			
【ト. 電話番号】			
(その他の調査者)			
【イ. 資格】	() 建築士	() 登録第	号
	特定建築物調査員	第	号
【ロ. 氏名のフリガナ】			
【ハ. 氏名】			
【ニ. 勤務先】	() 建築士事務所	() 知事登録第	号
【ホ. 郵便番号】			
【ヘ. 所在地】			
【ト. 電話番号】			
【4. 報告対象建築物】			
【イ. 所在地】			
【ロ. 名称のフリガナ】			
【ハ. 名称】			
【ニ. 用途】			
【5. 調査による指摘の概要】			
【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)	☐ 指摘なし	
【ロ. 指摘の概要】			
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (年 月に改善予定)	☐ 無	
【ニ. その他特記事項】			

【1. 敷地の位置】			
【イ. 防火地域等】		☐ 防火地域	☐ 準防火地域
		☐ その他 () ☐ 指定なし	
【ロ. 用途地域】			
【2. 建築物及びその敷地の概要】			
【イ. 構造】		☐ 鉄筋コンクリート造	☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造
		☐ 鉄骨造	☐ その他 ()
【ロ. 階数】		地上 階	地下 階
【ハ. 敷地面積】		m ²	
【ニ. 建築面積】		m ²	
【ホ. 延べ面積】		m ²	
【3. 階別用途別床面積】			
【イ. 階別用途別】	(階)	(用途)	(床面積)
		()	(m ²)
		()	(m ²)
		()	(m ²)
	(階)	()	(m ²)
		()	(m ²)
		()	(m ²)
	(階)	()	(m ²)
		()	(m ²)
		()	(m ²)
	(階)	()	(m ²)
		()	(m ²)
		()	(m ²)
	(階)	()	(m ²)
		()	(m ²)
		()	(m ²)
【ロ. 用途別】		()	(m ²)
		()	(m ²)
		()	(m ²)
		()	(m ²)
【4. 性能検証法等の適用】			
☐ 耐火性能検証法		☐ 防火区画検証法	
☐ 区画避難安全検証法 (階)		☐ 階避難安全検証法 (階)	
☐ 全館避難安全検証法			
☐ その他 ()			
【5. 増築、改築、用途変更等の経過】			
年 月 日	概要 ()		
年 月 日	概要 ()		
年 月 日	概要 ()		
昭和・年 月 日	概要 ()		
【6. 関連図書の整備状況】			
【イ. 確認に要した図書】		☐ 有 (☐ 各階平面図あり) ☐ 無	
【ロ. 確認済証】		☐ 有 ☐ 無	
		交付番号	年 月 日 第 号
		交付者 ☐ 建築主事	☐ 指定確認検査機関 ()
【ハ. 完了検査に要した図書】		☐ 有 ☐ 無	
【ニ. 検査済証】		☐ 有 ☐ 無	
		交付番号	年 月 日 第 号
		交付者 ☐ 建築主事	☐ 指定確認検査機関 ()
【ホ. 維持保全に関する準則又は計画】		☐ 有 ☐ 無	
【ヘ. 前回の調査に関する書類の写し】		☐ 有 ☐ 無 ☐ 対象外	
【7. 備考】			

(第三面)

調査等の概要

【1. 調査及び検査の状況】					
【イ. 今回の調査】		年	月	日実施	
【ロ. 前回の調査】	☐ 実施 (	年	月	日報告)	☐ 未実施
【ハ. 建築設備の検査】	☐ 実施 (	年	月	日報告)	☐ 未実施
【ニ. 昇降機等の検査】	☐ 実施 (	年	月	日報告)	☐ 未実施
【ホ. 防火設備の検査】	☐ 実施 (	年	月	日報告)	☐ 未実施
【2. 調査の状況】					
(敷地及び地盤)					
【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (	☐ 既存不適格)	☐ 指摘なし		
【ロ. 指摘の概要】					
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (	年	月に改善予定)	☐ 無	
(建築物の外部)					
【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (	☐ 既存不適格)	☐ 指摘なし		
【ロ. 指摘の概要】					
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (	年	月に改善予定)	☐ 無	
(屋上及び屋根)					
【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (	☐ 既存不適格)	☐ 指摘なし		
【ロ. 指摘の概要】					
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (	年	月に改善予定)	☐ 無	
(建築物の内部)					
【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (	☐ 既存不適格)	☐ 指摘なし		
【ロ. 指摘の概要】					
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (	年	月に改善予定)	☐ 無	
(避難施設等)					
【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (	☐ 既存不適格)	☐ 指摘なし		
【ロ. 指摘の概要】					
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (	年	月に改善予定)	☐ 無	
(その他)					
【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (	☐ 既存不適格)	☐ 指摘なし		
【ロ. 指摘の概要】					
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (	年	月に改善予定)	☐ 無	
【3. 石綿を添加した建築材料の調査状況】 (該当する室)					
【イ. 該当建築材料の有無】	☐ 有 (飛散防止措置無) (				
	☐ 有 (飛散防止措置有) (				
	☐ 無				
【ロ. 措置予定の有無】	☐ 有 (	年	月に改善予定)	☐ 無	
【4. 耐震診断及び耐震改修の調査状況】					
【イ. 耐震診断の実施の有無】	☐ 有	☐ 無 (	年	月に実施予定)	☐ 対象外
【ロ. 耐震改修の実施の有無】	☐ 有	☐ 無 (	年	月に実施予定)	☐ 対象外
【5. 建築物等に係る不具合等の状況】					
【イ. 不具合等】	☐ 有	☐ 無			
【ロ. 不具合等の記録】	☐ 有	☐ 無			
【ハ. 改善の状況】	☐ 実施済	☐ 改善予定 (	年	月に改善予定)	☐ 予定なし
【6. 備考】					

(第四面)

建築物等に係る不具合等の状況

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善（予定）年月	改善措置の概要等

調査結果表

当該調査に関与した調査者		氏 名	調査者番号
	代表となる調査者		
	その他の調査者		

番号	調 査 項 目		調査結果			状況・対策等	担当 調査者 番号
			指摘 なし	要是正	既 存 不適格		
1	敷地及び地盤						
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況					
(2)	敷地	敷地内の排水の状況					
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況					
(4)		有効幅員の確保の状況					
(5)		敷地内の通路の支障物の状況					
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況					
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況					
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況					
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況					
2	建築物の外部						
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況					
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況					
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況					
(4)		土台の劣化及び損傷の状況					
(5)	外 壁	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況				
(6)			木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(11)	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(12)			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況				
(13)			金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況				
(14)		コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況					
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況					
(16)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況					
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況					
(18)			支持部分等の劣化及び損傷の状況				
3	屋上及び屋根						
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況					
(2)	屋上周り（屋上面を除く。）	バラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況					
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況					
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況					
(6)	屋根（屋上面を除く。）	屋根の防火対策の状況					
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況					
(8)	機器及び工作物（冷却等設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況					
(9)			支持部分等の劣化及び損傷の状況				
4	建築物の内部						
(1)	防 火 区 画	令第112条第11項から第13項までに規定する区画の状況					
(2)		令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項までの各項に規定する区画の状況					
(3)		令第112条第18項に規定する区画の状況					
(4)		防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況				
(5)		令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況					
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(11)		耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁等に限る。）	準耐火性能等の確保の状況				
(12)			部材の劣化及び損傷の状況				
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況				
(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況				

(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況							
(16)		令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げるの維持保全の状況							
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況							
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況							
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況							
(20)			準耐火性能等の確保の状況							
(21)		耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	部材の劣化及び損傷の状況							
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況							
(23)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げるの維持保全の状況							
(24)		室内に面する部分の仕上げるの劣化及び損傷の状況								
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況							
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸		区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況							
(27)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況							
(28)			昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基準への適合の状況							
(29)			防火扉又は戸の開放方向							
(30)			常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況							
(31)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況							
(32)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置							
(33)			常閉防火扉等の固定の状況							
(34)	照明器具、懸垂物等		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況							
(35)			防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況							
(36)	警報設備		警報設備の設置の状況							
(37)			警報設備の劣化及び損傷の状況							
(38)	居室の採光及び換気		採光のための開口部の面積の確保の状況							
(39)			採光の妨げとなる物品の放置の状況							
(40)			換気のための開口部の面積の確保の状況							
(41)			換気設備の設置の状況							
(42)			換気設備の作動の状況							
(43)			換気の妨げとなる物品の放置の状況							
(44)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況							
(45)			吹付け石綿等の劣化の状況							
(46)			除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況							
(47)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損							
5 避難施設等										
(1)	令第120条第2項に規定する通路		令第120条第2項に規定する通路の確保の状況							
(2)	廊下		幅員の確保の状況							
(3)			物品の放置の状況							
(4)	出入口		出入口の確保の状況							
(5)			物品の放置の状況							
(6)	屋上広場		屋上広場の確保の状況							
(7)	避難上有効なバルコニー		避難上有効なバルコニーの確保の状況							
(8)			手すり等の劣化及び損傷の状況							
(9)			物品の放置の状況							
(10)			避難器具の操作性の確保の状況							
(11)	階段	階段	直通階段の設置の状況							
(12)			幅員の確保の状況							
(13)			手すりの設置の状況							
(14)			物品の放置の状況							
(15)			階段各部の劣化及び損傷の状況							
(16)		屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の確保の状況							
(17)		屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況							
(18)			開放性の確保の状況							
(19)		特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況							
(20)			付室等の排煙設備の設置の状況							
(21)			付室等の排煙設備の作動の状況							
(22)			付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況							
(23)			物品の放置の状況							
(24)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況							
(25)			防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況							
(26)			可動式防煙垂れ壁の作動の状況							
(27)		排煙設備	排煙設備の設置の状況							
(28)			排煙設備の作動の状況							
(29)		自然排煙口の維持保全の状況								
(30)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況							
(31)			非常用の進入口等の維持保全の状況							
(32)		非常用エレベーター	乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況							
(33)			乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況							
(34)			乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況							
(35)		乗降ロビーの付室の外気に向かって開くことができる窓の状況								

(36)			物品の放置の状況					
(37)			非常用エレベーターの作動の状況					
(38)	非常用の照明装置		非常用の照明装置の設置の状況					
(39)			非常用の照明装置の作動の状況					
(40)			照明の妨げとなる物品の放置の状況					
6	その他							
(1)	等特殊な構造	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況					
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況					
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）					
(4)			上部構造の可動の状況					
(5)		避雷設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況					
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況					
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					
(8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況					
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					
7	上記以外の調査項目							
その他確認事項								
法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無								
□有（ 階） □無								
特記事項								
番号	調査項目	指摘の具体的内容等		改善策の具体的内容等				改善（予定）年月

- (注意)
- ① この書類は、特殊建築物等ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない調査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当調査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「調査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる調査項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 7「上記以外の調査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が調査項目を追加したときに、特定行政庁が追加した調査項目を追加し、⑤から⑧に準じて調査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
- ⑪ 「その他確認事項」は、法第12条第3項の規定による検査を要する随時閉鎖又は作動ができる防火設備の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。
- ⑫ 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑬ 配置図及び各階平面図を別添1の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑭ 要是正とされた調査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。